変更前	変更後
第 6 条	(全て廃止)
1 書類審査にて認定要件を満たしていると判	
断された申請者を対象に、規則第8条第2	
項に定める筆記試験を実施する。	
2 専門 HCTC の資格審査のための筆記試験	
は多肢選択形式の25問とし、試験時間は1	
時間とする。	
3 前項に定める試験問題は問題作成委員が	
作成した問題案の中から、認定審査委員会	
が選定する。	
4 認定審査委員会の委員のうち、委員在任	
中の期間に認定審査を受ける者が在籍す	
る施設に所属する者は前項に定める試験	
問題の選定に関わらない。	
5 本条に定める筆記試験の採点結果は、原	
則として 15 問以上の基準をもって合格の基	
準とする。	
第7条2	第6条2

専門HCTCの資格審査のための口頭試験は 認定審査委員会の委員2名を面接員として、 あらかじめ規則第6条第5項に定められた書 式により申請者が提出した事例報告書に基 づいてコーディネートの実務に関する質疑応 答の形式で行う。

専門 HCTC の資格審査のための口頭試験は 認定審査委員会の原則として全委員を面接 員として、あらかじめ規則第6条第5項に定 められた書式により申請者が提出した事例報 告書に基づいてコーディネートの実務に関す る質疑応答の形式で行う。ただし、HCTC 委 員会での事前の審議により専門 HCTC の資 格審査を受ける者と利害関係を有すると判断 された委員は口頭試験には関わらない。

第7条3

口頭試験の採点は所定の評価票を用いて わる 10 項目を良・可・不可の三段階で評価 | る 15 項目を良・可・不可の三段階で評価し、 「可」と評価した項目が、原則として 8 項目 | 項目がないことを合格の基準とする。 以上であることを合格の基準とする。

第6条3

口頭試験の採点は所定の評価票を用いて HCTC としての技能および指導能力にかか HCTC としての技能および指導能力にかかわ し、2 名の面接員のいずれも「良」あるいは | 原則として複数の面接員が「不可」と評価した

第3章 暫定専門 HCTC の認定手続き

第 14 条(暫定専門 HCTC 資格審査)

2016年(平成 28年)3月末日までに旧認定 制度による認定 HCTC の資格を取得した者 を対象に、2020年度(令和2年度)までを期 限として規則第5条第4項に定める暫定専 門 HCTC の資格認定を行う。

第 15 条(暫定専門 HCTC 審査料·登録料)

- 1 暫定認定 HCTC の認定審査料は 10,000 円 とする。申請者は、申請書類の提出に先立 ち、学会まで審査料を送金する。
- 2 認定審査に合格時の認定登録料は10,000 円とし、申請者は学会事務局からの通知に 伴い、認定書の受領に先立ち、学会に送金 する。
- 3 一度払い込まれた認定審査料・認定登録 料は、いかなる理由があっても返却しない。

第 16 条(暫定専門 HCTC 申請要件)

暫定専門 HCTC の資格認定を受けようとす る者は次の各号に掲げる事項をすべて満 たさなければならない。

(全て廃止:該当者がなくなったため)

- (1) 認定 HCTC の資格取得時以降、HCTC としての専従実務経験を通算3年以上 有すること
- (2) 認定 HCTC の資格取得時以降、患者 事例 30 件以上、血縁ドナー15 件以上 を含むドナー事例 30 件以上の HCTC としてのコーディネート実務経験を有 すること
- (3) 認定 HCTC の資格取得時以降、本学会学術総会および学術総会中に開催される認定更新セミナー(あるいはブラッシュアップ研修会)に2回以上参加していること
- (4) 認定 HCTC の資格取得後も継続して 本学会の会員であり、申請時点で年 会費を完納していること

第 17 条(暫定専門 HCTC 申請方法)

- 1 暫定専門 HCTC の認定申請は年に1回の申請受付期間を設け、この期間内のみ申請を受け付ける。
- 2 HCTC 委員会は申請受付開始日の 1 ヶ月 前までに申請受付期間を本学会ウェブペー ジに公開する。
- 3 前項の申請受付期間外であっても、特別に 正当な理由があると HCTC 委員会が認め、 理事会で承認された場合には、申請を受け 付けることができる。
- 4 暫定専門 HCTC の認定審査を希望する者は、本条第 1 項に定める申請受付期間内に、以下の各号に掲げる書類を HCTC 委員会に提出する。

- (1) 認定 HCTC 認定証の写し
- (2) 認定申請書(書式については本学会が 別に定める)
- (3) 本学会の HCTC 育成事業への協力に かかわる誓約書(書式については本学 会が別に定める)
- (4) 所属施設責任者による専従実務経験 期間の証明書(書式については本学会 が別に定める)
- (5) 所属施設責任者あるいは本学会理事 による推薦書(書式については本学会 が別に定める)
- (6) 認定 HCTC の資格取得時以降の本学 会学術総会および認定更新セミナー (あるいはブラッシュアップ研修会)への 2 回以上の参加を証明する書類の写し
- (7) 認定 HCTC の資格取得後に HCTC として介入した事例のうち、患者、ドナーの各3事例についての報告書(書式については本学会が別に定める)
- (8) 認定審査料の送金を証明する書類の写し

第 18 条(暫定専門 HCTC 認定審査と審査結果の報告)

- 1 暫定専門 HCTC の認定審査は規則第7条 に定める認定審査委員会が行う。
- 2 認定審査委員会は本細則第 17 条第 4 項 に定める申請書類の審査に加えて面接審 査を行い、合格と判定された者を暫定専門 HCTC 有資格候補者として HCTC 委員会に 報告する。

第 19 条(暫定専門 HCTC の認定有効期間と 資格更新)

- 1 暫定専門 HCTC の有効期間は、認定を受けた日から 5 年間とし、資格の更新は行わない。
- 2 暫定専門 HCTC は、以下の各号に掲げる 要件を満たせば専門 HCTC の認定審査を 受けることができる。
 - (1) 暫定専門 HCTC の資格取得時以降も 専従で HCTC としての実務に従事して いること
 - (2) 暫定専門 HCTC 資格取得時以降、 HCTC として患者事例 30 件以上、ドナ 一事例 30 件以上(血縁ドナー事例 15 件以上)のコーディネート実務経験を有 すること
 - (3) 暫定専門 HCTC 資格取得時以降、本学会学術総会および学術総会中に開催される認定更新セミナーに 2 回以上参加していること
 - (4) 暫定専門 HCTC の資格取得後も継続して本学会の会員であり、申請時点で年会費を完納していること
- 3 暫定専門 HCTC の認定有効期間内に専門 HCTC の認定審査を希望する者は、規則第 6 条に定める申請受付期間内に、以下の各 号に定める書類を HCTC 委員会に提出す る。
 - (1) 暫定専門 HCTC 認定証の写し
 - (2) 専門 HCTC 認定審査申請書(書式については本学会が別に定める)

- (3) 暫定専門 HCTC 資格取得時以降の本 学会学術総会への2回以上の参加を証 明するものの写し
- (4) HCTC 委員会が指定する認定更新セミナー参加証の写し
- (5) 所属施設責任者による HCTC としての 専従実務経験期間の証明書(書式につ いては本学会が別に定める)
- (6) 認定資格更新審査料の送金を証明する書類の写し
- 4 本条第2項に定める認定審査は、前項に 定める申請書類の審査と本細則第6条に 定める筆記試験により行い、認定審査委員 会により合格と判定された者を専門 HCTC 有資格候補者としてHCTC委員会に報告す る。

第 21 条(移行期間認定資格取得者特別措置)

2016年(平成28年)4月以降、本細則が実施されるまでの移行期間に認定HCTCの資格を取得した者は、以下の各号に掲げる条件をすべて満たせば、規則第6条第5項に定める方法により、専門HCTCの認定審査を受けることができる。

- (1) 認定HCTCの資格取得時以降、HCTCと しての専従実務経験を通算4年以上有 すること
- (2) 認定HCTCの資格取得時以降、患者事例30件以上、血縁ドナー15件以上を含むドナー事例30件以上のHCTCとしてのコーディネート実務経験を有すること
- (3) 申請時点から過去5年以内に、本学会学

(全て廃止:該当者がなくなったため)

術総会および学術総会中に開催される 認定更新セミナー(あるいはブラッシュアップ研修会)に3回以上参加していること

(4) 認定HCTCの資格取得後も継続して本 学会の会員であり、申請時点で年会費 を完納していること

第25条

- 1 本細則は2017年4月28日より実施する。
- 2 第26条・第27条の追加を含む本細則の第一回改定は2019年4月1日より実施する。

第17条

- 1 本細則は2017年4月28日より実施する。
- 2 第26条・第27条の追加を含む本細則の第一 回改定は2019年4月1日より実施する。
- 3 第 20 条第 3 項・第 4 項、第 26 条第 6 項および第 28 条の追加を含む本細則の第二回改定は 2020 年 10 月 1 日より実施する。

4 第 6 条・第 14 条・第 15 条・第 16 条・第 17 条・第 18 条・第 19 条・第 21 条の廃止を含む、 本細則の第三回改定は 2022 年 10 月 1 日より 実施する。